

地域未来投資促進法に基づく基本計画について

本市では、次期都市計画マスタープランの全体構想に位置付ける 3 か所の「産業立地検討エリア」のうち、「国道 2 4 号沿道地区」への産業立地を優先的に取り組むことといたしており、この度、経済産業省所管の地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定し、国の同意を得ましたので、ご報告します。

記

1. 「地域未来投資促進法」について

- 正式名称は「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」
- 同法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体や事業者の取組を支援することを目的としている
- 同法に基づき、市町村及び都道府県は「基本計画」を策定し、国（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）の同意を得る
- 同意された基本計画に基づき事業者が策定する「地域経済牽引事業計画」を都道府県が承認する
- この承認に先立ち、土地利用の調整を要する場合、市町村は、土地利用の調整方針を記載した「土地利用調整計画」を策定し、都道府県の同意を得る
- 同法に基づく手続により、税制支援措置や金融支援措置、規制の特例措置など、事業者や地方公共団体は様々な支援を受けることができる

2. 宇治市における基本計画の策定について

基本計画の策定に向け、この間、国及び京都府と協議を行い、国の同意を得た

- ・ 8 月 2 4 日 基本計画を京都府を通じて国に提出
- ・ 9 月 2 4 日 国が同意

3. 宇治市における基本計画の概要

<計画のポイント>

市内には製造業の大企業をはじめ、ニッチトップ型の中小企業も多く立地しており、製造業が市の基幹産業となっている

⇒優れた交通インフラ等の強みを生かし、成長ものづくりや物流関連産業等に支援を行うことにより、将来にわたり持続発展できる強い市内産業をつくり、その効果を地域の多様な産業に大きく波及させ、地域経済の好循環を実現し、多様な働く場の創出、定住人口の確保を目指す

- 基本計画の対象となる促進区域は、市内全域
- 促進区域のうち、「国道24号沿道地区」を重点促進区域として設定（安田町五反坪、安田町鶴飼田、伊勢田町西遊田）
- 計画期間は、計画同意の日から令和8年度末まで
- 「国道24号沿道地区」は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域であり、原則的に土地利用転換ができないエリアであるところ、同基本計画を策定することにより、例外的な転用に向けて協議が可能となる

4. 今後の取組予定

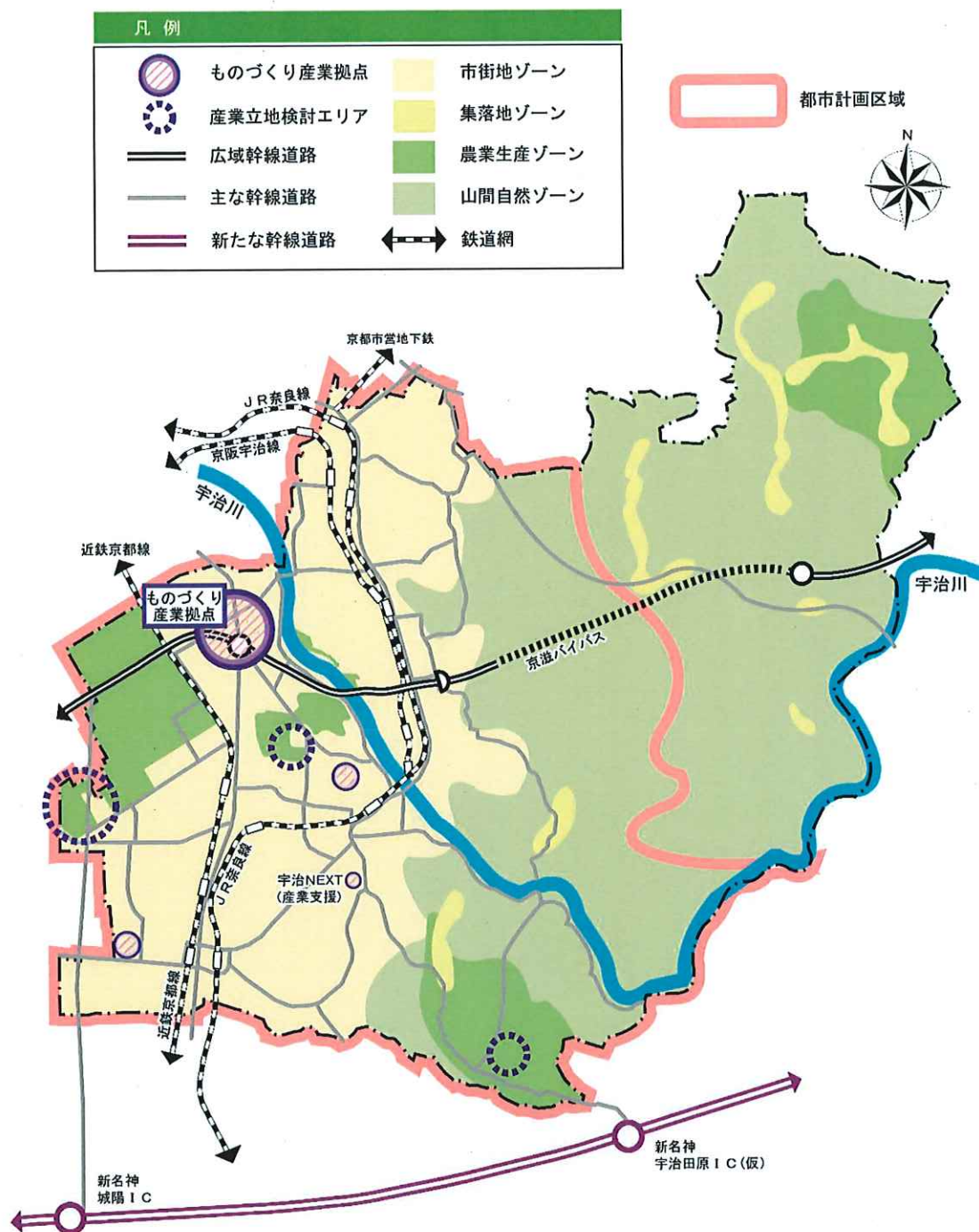
- 当該地区は、土地の利用の調整を要するため、宇治市として同法に基づく「土地利用調整計画」の策定に着手する
- 合わせて、事業者（当該地区に立地を希望する企業）のニーズの詳細な把握と、事業者による「地域経済牽引事業計画」の策定を支援する

⑥ 活力ある都市を目指す新たな取組を行います

【産業立地検討エリア】

将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくり、定住人口につながる多様な働く場を創出するためのエリア

■将来都市骨格図（産業立地検討エリア）



1. 地域未来投資促進法の概要

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

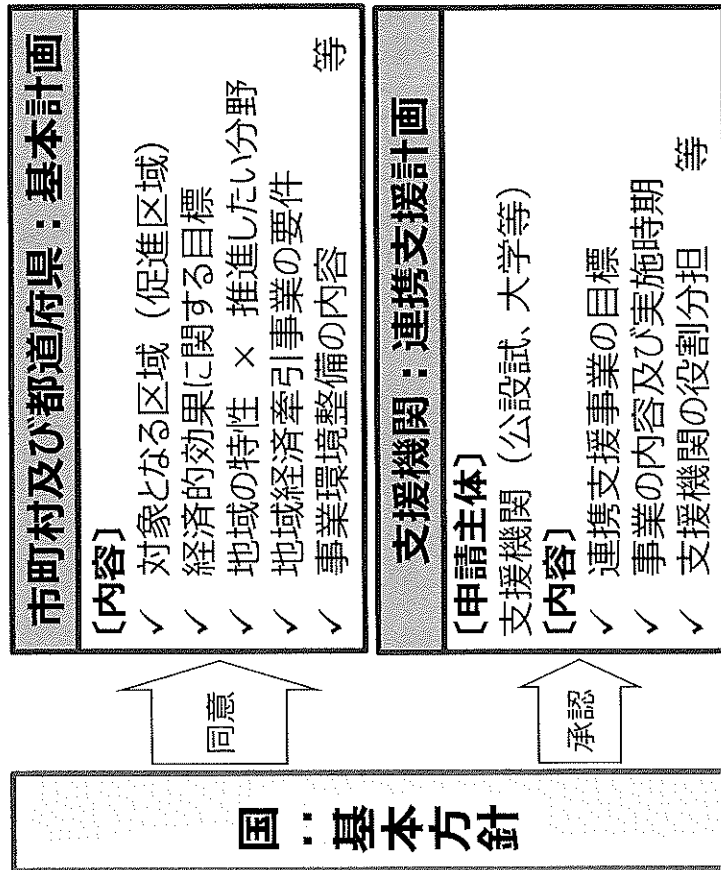
- 地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的效果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。
- 基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業(※)計画を、都道府県知事が承認。
- (※) ①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的效果を及ぼす事業
地域経済牽引事業の支援を行う「地域経済牽引支援機関」による連携支援計画を国が承認。

土地の利用の調整を要する場合

市町村：土地利用調整計画

都道府県が同意

○地域経済牽引事業の促進を図るための土地の利用の調整 等



同意

承認

支援

政策資源を集中投入して支援

- ① 予算による支援措置、② 税制による支援措置、③ 金融による支援措置、④ 情報に関する支援措置、⑤ 規制の特例措置等

京都府宇治市における基本計画の概要

計画のポイント

国道24号、京滋バイパス等の交通インフラを背景に、宇治市には製造業の大企業をはじめ、ニッチトップ型の中小製造業が多く立地しており、製造業が基幹産業となっている。また、ヒトとモノの流れを支える物流関連産業は、産業交流の基盤として、地域経済の活性化に重要な役割を担っている。国道24号や京滋バイパス等の交通インフラ、大都市圏への近接性といった強みを生かし、成長ものづくりや物流関連産業等の事業者への集中支援を行うことにより、将来にわたり持続発展できる強い市内産業をつくりだし、その効果を地域の多様な産業に大きく波及させ、地域経済の好循環を実現し、多様な働く場の創出、定住人口の確保を目指す。

促進区域

京都府宇治市

経済的効果の目標

1件あたりの平均4,892万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を7件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍の波及効果を与え、促進区域で685百万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

【地域の特性】宇治市の国道24号や京滋バイパス等の交通インフラ

【活用戦略】成長ものづくり

【要件2：高い付加価値を創出すること】

●付加価値増加分：4,892万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

●売上：4%増加 ●雇用者数：4%増加

●雇用者給与等支給額：4%増加

制度・事業環境の整備

企業誘致に係る優遇制度、インキュベータ施設の提供等、京都府市町村企業誘致推進連絡会議、創業支援、展示会等の出展支援・人材育成に対する支援など

地域経済牽引支援機関

宇治商工会議所（宇治NEXT）、市内金融機関（京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫）、京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21

《促進区域図》



〈京都フェニックス・パーク〉 〈宇治ベンチャー企業育成工場〉

計画期間

計画同意の日（令和3年9月24日）から
令和8年度末日まで